

奥州市上下水道事業告示第18号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり定める。

令和3年6月17日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 排水区域

水沢地域

真城字折居町

江刺地域

稲瀬字二丁目

前沢地域

古城字馬口沢、生母字斎田

胆沢地域

南都田字本木、若柳字相馬壇

衣川地域

桑木谷地

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。